

## 江南市消防団水利アプリに関する仕様書

### 1. 目的

本事業は、消防団員の火災出場時に部署する消防水利の把握に苦慮している現状を考慮し、消防水利の把握及び管理に特化したアプリケーションソフト（以下「水利アプリ」という。）を導入して消防団活動の底上げを図るものである。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務名 消防団水利アプリ導入事業
- (2) 業務場所 江南市消防本部消防総務課
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年2月28日まで
- (4) 使用対象 消防団員（消防団員条例定数200人）、その他

### 3. 機能及び運用

#### (1) アカウント登録

システムはブラウザが使用可能な環境下でパソコン、スマートフォン等で利用できるものとし、消防団員等にアカウント情報を配布し、個人アカウントを登録することとする。

#### (2) ユーザー管理

システムを利用するアカウントは次により登録するものとする。

ア 発注者が指定した管理番号

イ 氏名

ウ 所属（第1～第5分団等）

エ アからウの他、発注者の指定により増減できること。

#### (3) セキュリティ対策

ア パスワード設定

アカウント登録時にパスワードの設定ができること。なおパスワードは共通のものとし、発注者側で変更できること。

イ 権限設定機能

不正アクセスの防止を目的とし、アカウントの追加と削除等を行える管理者機能を備えること。

ウ 不正アクセス対策

悪意のある第三者が容易にデータや水利アプリに配信される情報を閲覧、受信することがないように対策を講じること。

エ 情報安全性確保義務

受注者は水利アプリの提供において、発注者の情報資産の安全性を確保するもの

とし、その義務と責任を果たすこととする。

(4) 水利情報の事前登録

発注者は受注者に対し、事前に水利の位置情報を提供するものとし、受注者が市内の全水利を登録し、必要に応じて発注者が軽微な修正をするものとする。

(5) 水利の属性情報

水利のマーカーをタップすると水利の属性情報が表示されるものとし、情報区分は次のとおりとする。

ア 防火水槽

- (ア) 水利番号
- (イ) 目標物
- (ウ) 耐震・非耐震
- (エ) 容量
- (オ) 使用可否（使用不能期間）

イ 消火栓

- (ア) 水利番号
- (イ) 目標物
- (ウ) 管径
- (エ) 使用可否（使用不能期間）

ウ プール

- (ア) 水利番号
- (イ) 目標物
- (ウ) 使用可否（使用不能期間）

(6) 水利の表示

ア 水利は消火栓、防火水槽、プール等種別によって区別可能なアイコンを設定することとする。

イ 災害地点の住所入力をするにより、最寄りの水利を直線距離で近い順に数字表示し、表示個数は使用者で設定が可能であること。

ウ 使用者が任意の条件で選択した水利のみを表示できるようにフィルタリング機能を設けること。

(7) ナビゲーション機能

現在地から水利までの経路探索、ナビゲーション機能を実装すること。

(8) 一斉通知機能

発注者が指定した端末からこのページを開いている端末に一斉に通知する機能を有すること。

(9) 水利要請機能

水利アプリ内でどの水利が誰に水利要請されているのか把握できること。また、要請

された水利は他者が要請することができないようにすること。

(10) 動態管理機能

水利アプリにアクセスした段階で参集若しくはそれ以外を選択できること。また、アクセス中に任意のタイミングで参集に変更することができること。また、撤収命令が一斉通知された時刻を記録することにより参集から撤収までの時間をそれぞれの分団の出場記録として出力することができること。

(11) その他の機能

ア 管理者機能として、水利の位置情報入力、位置情報の微調整、使用不能期間の入力、水利の属性情報の入力ができるようにすること。

イ 現場の動画を配信者のアカウント情報とともにアップロードできること。

(12) 特記事項

ア 本アプリケーション保守料は、データ修正費用を含む。

イ 本仕様書に定めのない事項、または疑義が生じた事項については、発注者及び受注者の協議によって決定するものとする。

## 4 導入及び運用開始

受注者は、システムの円滑な運用を図るため、受注者の要請に応じて運用・操作に関する説明会を実施するものとし、当該説明会に係る費用は受注者の負担とする。

(1) 説明会概要

アプリ操作説明会

(2) 体制

ア 運用開始前に発注者と受注者の間で日程調整して説明要員を派遣すること。

イ 説明会の実施については、発注者と協議の上、発注者が指定する団員に対して実施することとする。

(3) 契約締結後のスケジュール

ア 令和7年11月中 水利情報の登録

イ 令和7年12月上旬～ システムアプリ納品、仮運用・実証実験

ウ 令和8年2月上旬 本運用開始

## 5 秘密保持義務

発注者及び受注者は、直接又は間接的に知り得た相手方の業務上の情報（ただし、開示当事者が秘密である旨明示したものに限り）を、外部に漏らし又は他の目的に利用してはならない。この契約の終了後又は解除された場合も同様とする。ただし、取得の際にすでに公開され若しくは取得していた情報、取得後に公開され若しくは独自に開発した情報、第三者から守秘義務なく取得した情報、又は司法機関・行政機関の命令による開示義務の範囲の情報については、秘密を保守すべき情報に含まない。

## 6 保守

- (1) 保守については、システムが正常かつ円滑に稼働できるよう、機能維持を図るために万全な保守体制をとること。
- (2) (1) の保守体制については平日 10:00~17:00 としリモートによるメンテナンス及び電話サポートなどにより対応すること。
- (3) システムの保守管理についてはクラウドによるライセンス提供により受注者が実施するものとする。